

# 第3次上天草市 男女共同参画推進計画

【概要版】

～つなぎあい <sup>とも</sup>男女につくろう ころるかようまち～

(平成30年度～平成34年度)

上天草市



## 第3次上天草市男女共同参画推進計画について

だれもが豊かで快適な生活ができる社会を持続するためには、男女がその個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現が求められます。

このため、上天草市では、これまでの取組みを継承しつつ、平成30年度を初年度とする「第3次上天草市男女共同参画推進計画」（平成34年度までの5年間）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組みを進めていくこととしました。

### 第1章 計画の策定にあたって（P2～P6）

計画の策定にあたっては、これまでの取組みを継承しつつDV防止法、女性の就業生活における活躍に関する法律や国、県の計画との整合性を図るため、DV対策や女性活躍推進に関連する施策を明確化するとともに、第2次計画に基づくこれまでの取組みの検証結果を反映させたものとしています。

#### <見直しの視点>

- ① 国・県の計画との整合を図る  
(ア) 男女共同参画社会基本法とDV防止法、女性活躍推進法に基づく計画として一体的に策定。  
(イ) DV防止法、女性活躍推進法に基づく具体的施策の明確化（計画の体系の見直し）。
- ② 市民意識調査等の各種調査や男女共同参画推進審議会での意見の反映、市の関連計画の改定等を踏まえた見直し。

### 第2章 計画の基本的な考え方（P8～P9）

#### 1 基本理念

「つなぎあい とも 男女につくろう ころかようまち」

#### 2 計画の位置づけ

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- ① 男女共同参画社会基本法及び上天草市男女共同参画社会推進条例に基づく「男女共同参画推進計画」
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「DV対策基本計画」
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「女性の活躍推進計画」
- ④ 上天草市における最上位計画「第2次上天草市総合計画」等、関連する市の各種計画や国・県の同種計画と整合性を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体化するための計画

#### 3 計画の期間

- ◇ 平成30年度から5年間（2018～2022）とします。

### 第3章 計画の内容（現状と課題については計画に掲載）

#### 1 基本方針

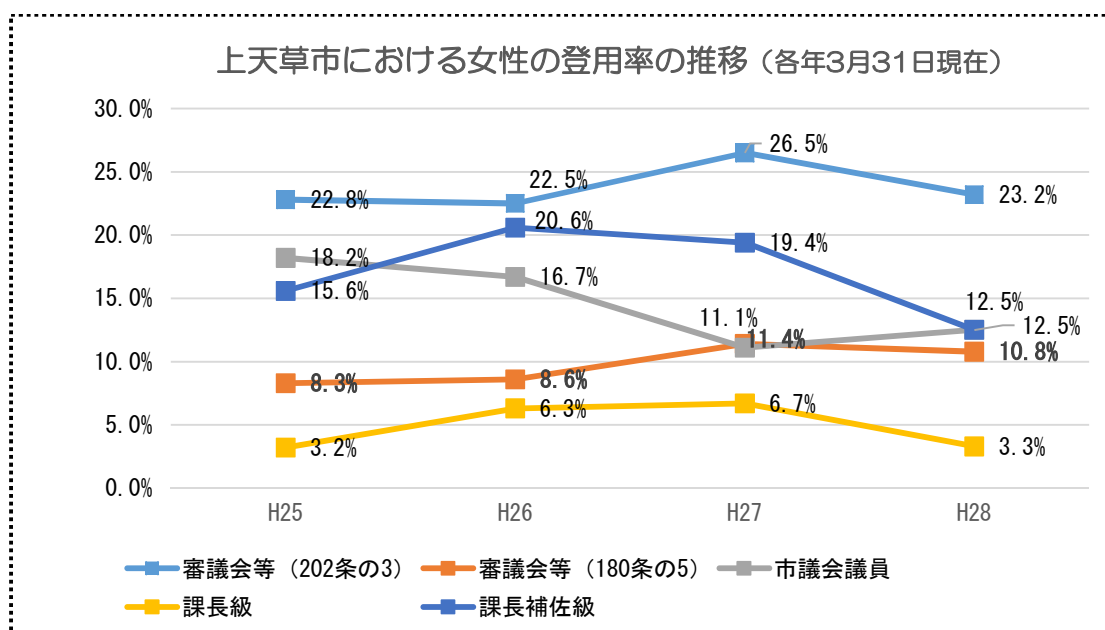
- I 男女共同参画社会を目指す意識づくり（P13～P19）
- II 男女が安心して暮らせる環境づくり（P21～P34）
- III あらゆる分野での男女共同参画の促進（P35～P45）

#### 2 第3次計画策定のポイント

- ① DV防止法、女性活躍推進法の明確化
- ② 男女の地位の平等感の向上
- ③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境の見直し
- ④ 固定的性別役割分担意識の解消
- ⑤ 男女共同参画社会アンケート調査の反映
- ⑥ 年次報告書の反映
- ⑦ 第2次上天草市男女共同参画推進計画の反映

#### 3 実現したい姿として

- ◇ 家庭では
  - ① 家庭内で暴力や虐待が起きず安心して生活ができること
  - ② 家族を構成する一人ひとりが、家事や育児、介護などを分担し協力しながら生活できること
- ◇ 地域では
  - ① 子どもや高齢者の見守り体制が整い、家族が安心して仕事や地域活動などに専念できる環境の整備
- ◇ 職場では
  - ① 責任ある地位で活躍する女性が増え、職場に活気がみなぎる
- ◇ 社会全体では
  - ① すべての人に居場所と出番がある、男女共同参画社会の実現



◇ 施策の方向性

① 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり

固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画とその必要性についてあらゆる媒体や、講演会、研修会の開催などを通して男女平等意識を高め、市民の意識改革を図ります。

② 男女平等教育の推進

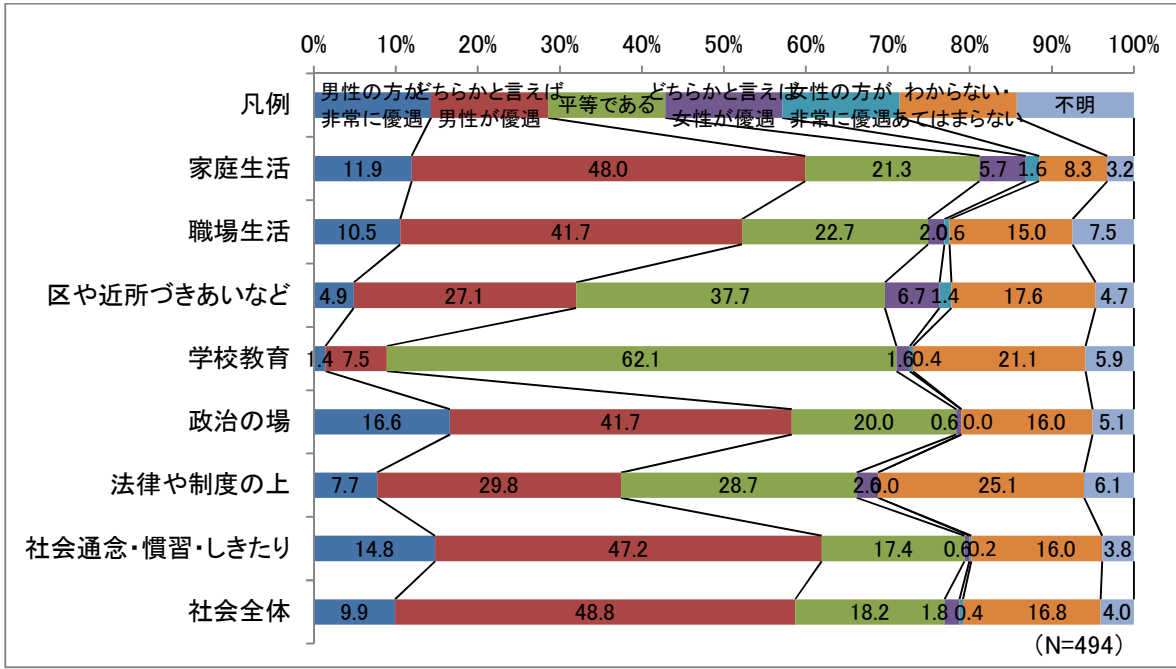
誰もが男女共同参画について正しく理解できるよう、学校教育や社会教育において意識啓発活動を推進し、また、子どもが自立と思いやりの意識を育み、男女が互いの個性や意思を尊重できるよう、発達段階に応じた教育の推進に努めます。

③ 男女の人権尊重

広報誌やホームページなどを活用したり、講演会などを開催したりすることにより、男女共同参画についての理解を広げ、個人の意識づくりを目指します。

また、就業環境をはじめとする社会環境を不快にさせ、社会活動を行う上で悪影響を与えているセクシャルハラスメント、モラルハラスメント、パワーハラスメントなどの人権侵害の根絶、LGBT（性的少数者）についての理解に向けた取組みを図ります。

【男女の地位の平等について】



資料：アンケート調査結果（H29）より抜粋

◇ 施策の方向性

① 仕事と家庭の両立支援

男性が「家事・育児・介護」等に積極的に参画できるよう、家庭での固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男性の主体的な参画を重視した学習機会や啓発を推進します。

② パートナーに対するあらゆる暴力の根絶 **【DV対策基本計画】**

すべての人があらゆる人権侵害や暴力から解放され、人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるように、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進し、同時に「DV防止法」の周知を図り、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、被害者の理解を深めるための意識啓発を推進します。

③ 子育て支援の充実

多様な家族形態への支援や福祉政策の充実と併せ、地域の中で安心して子育てをすることができる環境づくりを推進します。

④ 男女の健康づくり支援

男女がお互いの性を理解・尊重しあい、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう、性と生殖に関する健康と権利について更なる啓発を図ります。また、市民の健康増進やコミュニティの充実に役割を果たすスポーツ活動の充実のために、既存のネットワーク化や専門施設の整備を推進します。

⑤ 高齢者等の生きがいづくりと生活支援

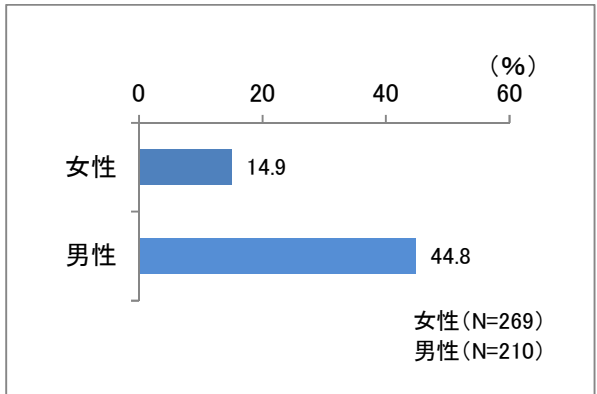
今後更なる高齢化の進行が予測される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らせることは、誰もが望むことです。高齢者のニーズを十分に把握したうえで、多様な在宅支援サービスの充実など、各種サービスの充実を図ります。

また、高齢化の進行によって看護・介護を必要とする家庭は益々増大しており、介護の問題も同様に、介護と仕事が両立できる雇用環境の整備を推進します。

⑥ 安心して暮らせる環境の整備

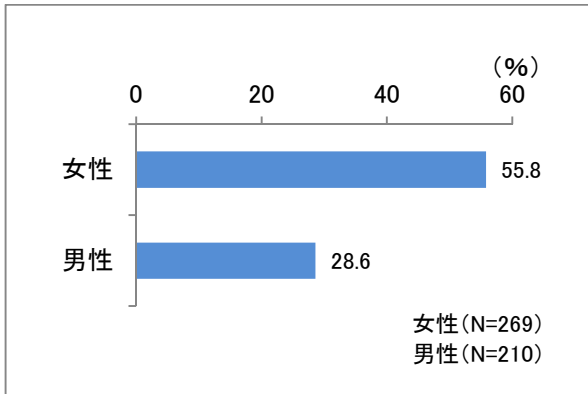
高齢者及び障がい者への支援や、男女共同参画の視点から介護をする側への支援の充実、また、公共施設の整備や自然及び生活環境に配慮したまちづくりを推進するなど、安心、安全に暮らせる環境づくりを推進します。

【DVをしたことがある】



資料：アンケート調査結果（H29）より抜粋

【DVを受けたことがある】



資料：アンケート調査結果（H29）より抜粋

基本方針 Ⅲ	あらゆる分野での男女共同参画の促進
--------	-------------------

性別などにとらわれず一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就労環境に関する啓発と改善に向けた取組みを推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及・啓発のための取組みを行います。

さらに、少子高齢化が進む中、就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育て・介護の支援体制の充実を図るとともに、高齢者や障がい者の社会参画の機会を拡大することにより、自立し安心して暮らしていくための施策を推進していきます。

◇ 施策の方向性

① 政策・方針決定の場への女性登用の促進

女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、女性の参画を積極的に働きかけるとともに、女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを推進します。

② 雇用の場における男女共同参画の推進

男女の平等な雇用機会の創出に向けて、職場環境の改善についての事業所などへの啓発や働く女性への支援を推進していきます。

③ 地域・社会活動への男女共同参画促進

価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、地域における心のふれあいや地域住民の連帯を図り、あらゆる場において、男女がともに企画・立案段階から参画し、様々な意見を意思決定過程に反映できる社会づくりを推進します。

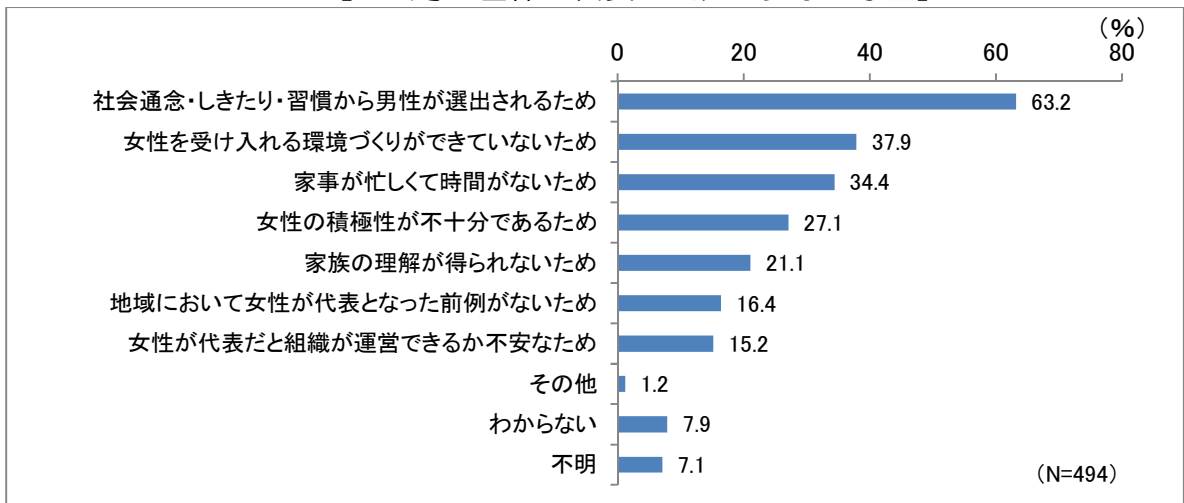
④ 市の推進体制の強化

審議会等の女性役員の登用を含め、意思決定過程への女性の参画を推進します。

⑤ 国際理解と交流の促進

国際的な視野に立った男女共同参画を推進することが必要であり、21世紀の国際社会で活躍できる人材育成のためにも、長期的な視野による男女共同参画教育を推進していきます。

【地域等の団体の代表に女性が少ない原因】



資料：アンケート調査結果（H29）より抜粋

## 男女共同参画計画に掲げる指標一覧（成果指標）

### 【基本方針Ⅰに関する成果指標】

成果指標	H27	H28	H29	目標値 (H34)
男女共同参画が進んでいると思う市民の割合（市民意識調査）	38.9%	38.0%	—	—
男女共同参画社会のために何か行動している市民の割合（市民意識調査）	9.6%	9.0%	—	—
男女共同参画社会に関心がある市民の割合（市民意識調査）	—	—	24.0%	30.0%
男女共同参画フォーラム参加者数	370人	372人	289人	400人
人権講演会参加者数	300人	173人	300人	300人
男女共同参画を校内研修のテーマに採用した小中学校の割合	11.7%	23.5%	18.8%	30.0%

### 【基本方針Ⅱに関する成果指標】

成果指標	H27	H28	H29	目標値 (H34)	
スキルアップセミナー開催数 (参加者数)	—	2回(12人)	9回(59人)	10回(65人)	
心の健康づくり講演会開催数 (参加者数)	—	3回(69人)	2回(17人)	4回(80人)	
男性の料理教室開催数（参加者数）	10回 (130人)	11回 (109人)	6回 (84人)	12回 (120人)	
放課後児童クラブ（学童保育） 実施箇所数	7箇所	9箇所	10箇所	12箇所	
乳がん・子宮頸がん検 診受診率	乳がん	—	9.4%	7.5%	10.0%
	子宮頸がん	—	19.1%	11.9%	20.0%
DVを正しく理解している人の割合	—	—	—	60.0%	
【参考】特設人権相談所開設数	10回	10回	10回	—	



【基本方針Ⅲに関する成果指標】

成果指標	H27	H28	H29	目標値 (H34)
審議会等における女性委員の登用率 (202条の3)	26.5%	23.2%	20.8%	35.0%
消防団員における女性の割合	0.6%	0.5%	0.6%	1.0%
行政区長における女性の割合	1.7%	2.2%	2.8%	4.0%
小中学校PTA会長における女性の割合	1人	0人	0人	3人
市の係長級以上の職員全員に占める女性職員の割合	—	21.4%	18.5%	22.0%
市の課長補佐級以上の職員全員に占める女性職員の割合	9.4%	14.0%	11.2%	15.0%
市の新規採用者に占める女性の割合	28.6%	35.2%	47.0%	男女差なく
市職員の男女別平均勤続年数	—	男：17年8月 女：17年2月	男：17年5月 女：15年6月	男女差なく
市の男性職員の配偶者出産休暇等の取得率	—	28.6%	35.7%	40.0%
市の男性職員の育児休業取得者数	0人	0人	0人	1人以上
【参考】市議会議員における女性の割合	11.1%	12.5%	13.3%	—
【参考】市の農業委員における女性の割合	9.5%	8.0%	8.0%	—
【参考】市の職員採用試験受験者に占める女性の割合	—	37.6%	36.8%	—